

平成23年 12月2日

保護者 様

市原市立牛久小学校
校長 弓下 雅章

市原市子ども医療費助成制度にかかわる日本スポーツ振興センター
災害共済給付金申請手続きについて（お願い）

平素より学校教育にご協力いただき御礼申し上げます。

さて、市原市では12月1日より「子ども医療費助成制度」の対象が、小学校4年生～中学校3年生まで拡大されることになりました。（22年12月1日～23年11月30日までは、小学校3年生までが対象となっていました。）対象となるお子様がいるご家庭には市原市役所子ども福祉課よりすでに通知文書が発送されております。

つきましては、学校管理下の負傷及び疾病等においては、引き続き日本スポーツ振興センター災害給付（以下「災害共済給付」という）が優先適応されることから、両制度を適正に運用するために下記の点についてご理解のうえ、ご協力いただきますようお願いいたします。

記

1 子ども医療費助成制度と災害共済給付の優先関係について

「市原市子ども医療費の助成に関する規則」により、学校管理下の負傷及び疾病等については、災害共済給付が優先されるため子ども医療費助成制度は利用できません。

2 スポーツ振興センター申請手続きの変更について

1) 領収書の扱い

どちらの制度への該当ケースなのかを確実に把握するために、現在必要な書類（医療等の状況・調剤報酬明細書等）にあわせ、受診した医療機関から発行を受けた領収書を学校に提出してください。

提出された領収書は「スポーツ振興センター申請」と記入し内容を確認後、原本は返却します。

2) 子ども医療費助成制度を利用した後に災害共済給付対象と判明した場合

災害共済給付を申請し給付金確定後に「子ども医療費助成金」の返還が必要になります。この場合、子ども福祉課より発送される返還通知による手続きが必要になるため、あらかじめ連絡します。

※今後、学校管理下で発生したけがおよび疾病で受診して会計をする場合は、

1～3年生 ☞ 病院・薬局の窓口でその旨を伝え、受給券を使用しない。

4～6年生 ☞ 災害共済給付対象外と確認できるまで子ども医療費の申請は控える。

★災害共済給付金の申請手続きは学校が窓口となります。

【市役所担当部署；問い合わせ先】

1) 子ども医療費助成制度について

市原市役所 子ども福祉課 児童福祉係 0436-23-9802（直通）

2) 日本スポーツ振興センターについて

市原市教育委員会 学校保健課 保健係 0436-23-9847（直通）